

滋 長 寿 第 1 5 7 7 号  
平成18年(2006年)12月 6日

各病院長 様  
各介護老人保健施設長 様

滋賀県健康福祉部元気長寿福祉課長

認知症相談医養成研修（かかりつけ医認知症対応力向上研修）の開催について

平素は、県内高齢者の医療・介護・福祉の推進に当たり、種々ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、別紙により認知症相談医養成研修（かかりつけ医認知症対応力向上研修）を開催します。

この研修は、日頃高齢者と接する機会が多い開業医等を主な対象とした研修ですが、日々進歩している認知症に関する最新の知識や診断、治療とケア、連携まで一連の課程を学ぶことができますのでお知らせします。

是非、この機会に受講いただきますようご配慮をお願いします。

#### 記

- 1 研修対象は医師ですが、特別聴講として看護師も受講していただけます。但し、特別聴講のため修了証は交付致しませんのでご了承ください。

問い合わせ先

滋賀県健康福祉部元気長寿福祉課

認知症対策担当 堀井

電 話 077-528-3522

FAX 077-528-4851

# 認知症相談医養成研修のご案内

(かかりつけ医認知症対応力向上研修)

## 1 目的

認知症の発見から終末期にいたるまで、かかりつけ医には認知症高齢者の生活全般にわたる幅広い役割が期待されているところです。

とくに認知症の早期発見・対応にあてっては、高齢者や家族が日頃受診しているかかりつけ医が気づき、適切な機関へとつなぐなどの助言を行うことが非常に重要です。

このため、かかりつけ医の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症相談医を中心とした早期発見・早期対応の仕組みづくりを目的とします。

## 2 主催 滋賀県 社団法人 滋賀県医師会

## 3 実施機関

①大津会場 大津保健所 高島保健所 大津市医師会 高島市医師会

②湖南会場 草津保健所 甲賀保健所 草津栗東医師会 守山野洲医師会  
甲賀湖南医師会

③湖東会場 東近江保健所 彦根保健所 長浜保健所  
近江八幡市蒲生郡医師会 東近江医師会 彦根医師会 湖北医師会

## 4 研修内容・日程

	コース	日時	講師	開催場所
① 大 津	基礎知識編	平成19年2月4日(日)	琵琶湖病院老人性認知症センター	アル・マーレ
	診断編	午前9時30分～12時40分	松田 桜子 先生	4階「琵琶の間」
	治療とケア編 連携編	平成19年2月4日(日) 午後1時40分～4時50分	瀬田川病院老人性認知症センター 宮川 正治 先生	大津市御殿浜15-8 077-533-1101
② 湖 南	基礎知識編	平成19年1月13日(土)	水口病院老人性認知症センター	湖南地域振興局
	診断編	午後2時30分～5時30分	高橋 淳 先生	草津保健所3階会議室
	治療とケア編 連携編	平成19年1月20日(土) 午後2時30分～5時30分	もの忘れサポートセンターしが 藤本 直規 先生	草津市草津3丁目14-75 077-562-3526
③ 湖 東	基礎知識編	平成19年2月10日(土)	もの忘れサポートセンターしが	彦根グランドデュークホテル
	診断編	午後2時30分～5時30分	藤本 直規 先生	
	治療とケア編 連携編	平成19年3月3日(土) 午後2時30分～5時30分	豊郷病院老人性認知症センター 成田 実 先生	彦根市佐和町1-1-36 0749-24-1112

\*前編(基礎知識編・診断編)と後編(治療とケア編・連携編)を修了した方には修了証を交付します。

\*前編(基礎知識編・診断編)と後編(治療とケア編・連携編)で会場を交えて受講することは可能ですが、できるだけ前編を先に受講してください。ただし、都合上やむを得ない場合は、前編・後編が前後しても結構です。

5 認知症相談医制度について

今年度より、認知症の相談に応じる滋賀県認知症相談医制度を創設しました。

研修終了後、認定承諾の可否を確認の上、知事と（社）滋賀県医師会長との連名により認定証が交付されます。

6 申し込み・問い合わせ先

別紙申込書により下記あてFAXにて送付ください。

締め切り

大津会場 平成19年 1月 5日 (金)

湖南会場 平成18年12月20日 (水)

湖東会場 平成19年 1月 5日 (金)

送付先

滋賀県健康福祉部元気長寿福祉課認知症対策担当

FAX 077-528-4851

7 その他

参加希望が多い場合は、調整させていただくことがあります。

滋賀県健康福祉部元気長寿福祉課認知症対策担当

電話 077-528-3522

FAX 077-528-4851

## 滋賀県認知症相談医制度について概要

### 1 趣 旨

認知症の発見から終末期にいたるまで、かかりつけ医には、認知症の人の生活全般にわたる幅広い役割が期待されている。特に、認知症の早期発見と対応に当たっては、かかりつけ医が気づき、適切な機関につなぐなどの助言を行うことが非常に重要であることから、県行政と（社）県医師会とが協働で養成研修を行い、認知症相談医制度を創設する。

### 2 認知症相談医の概要

#### (1) 認定の要件

以下の研修を修了した医師について、知事および県医師会会長が認定する。

- ①平成17年度かかりつけ医認知症対応力向上研修（認知症患者の増加に対応したかかりつけ医の対応力向上研修）（国モデル事業）
- ②平成18年度認知症相談医養成研修（かかりつけ医認知症対応力向上研修）

#### (2) 認定の期間

認定の有効期間は3年とし、知事の定める研修を受講することにより更新できるものとする。

#### (3) 認知症相談医には認定証およびステッカーを交付する。

#### (4) 認知症相談医の役割

認知症の人や家族の相談に応じ、以下のような役割を担う。

- ①認知症の早期段階での発見・気づき
- ②専門医療機関への受診誘導
- ③一般患者としての日常的な身体疾患対応、健康管理
- ④認知症の人の家族の介護負担・不安への理解
- ⑤地域の認知症介護サービス諸機関との連携

### 3 情報提供

#### (1) 県で以下の情報を把握し、市町、地域包括支援センターや相談医に提供する。

県ホームページ等を利用して一般県民にも公開する。

#### (2) 地域包括支援センターと認知症相談医の連携

・地域包括支援センターや各市町が事業情報等を認知症相談医に提供できるよう県が働きかける。